										事第	<b>養子</b>	06	376
			平成2	28年度行	<b>了政</b>	事業レ	<u> ビュ</u> .	ーシート	(		厚生的	労働省	)
事業名	保護費	負担金				担当部	吊庁	社会·援護局	(社会)			作月	<b>战責任者</b>
事業開始年度	昭和6年度 事業		事業終了 予定)年度	終了予定	なし	担当課室		保護課				鈴木建一	
会計区分	一般会	会計											
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		保護法(昭和25年) 条第1項第1号	·律第144号	第144号)			係する計画、 _ 通知等						
主要政策・施策	男女却	共同参画				主要	経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。								<b>最低限度の生活を</b>				
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 保護の種類は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。 (負担率3/4)												
実施方法	負担												
				25年度		26年度		27年度			28年度	29	9年度要求
		当初予算	2,	822,391		2,882,322		2,863,511			2,871,112		
		補正予算	<b>A</b>	▲ 48,165		▲ 62,910		▲ 29,563	3		-		
	予算	前年度から繰越	L	-		-		-	_		-		
予算額 · 執行額	の状況	翌年度へ繰越し		-				-			-		
(単位:百万円)	,,,	予備費等		-		-		-			-		
		計	2,	2,774,226		2,819,412		2,833,948			2,871,112		
		執行額	2,	2,756,074		2,760,753		集計中					
		執行率(%)		99%		98%		0%					
				* B 15 15						_		中間目標	目標最終年度
	定	≧量的な成果目標		成果指標			単位	25年度	26年	度	27年度	- 年度	
成果目標及び成			ては、生 対し最佳	護費負担金に E活に困窮する 低限度の生活を とめの費用でも	る者に を保	成果実績	人	41,666	37,5	524	集計中	-	-
果実績(アウトカム)	労·増	支援事業による就 収者数」の成果実 ī年度を超えること	績 護人員 を設定	直接的な指標である被保		目標値	人	41,580	41,6	666	37,524	-	集計中
			として、 る就労・			達成度	%	100.2	90.1		-	-	_
	定	置量的な成果目標		成果指標			単位	25年度	26年	度	27年度	中間目標	目標最終年度 28 年度
成果目標及び成				生活保護費負担金については、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するための費用であり、		成果実績	%	47.8	6	1	66.2	-	-
果実績(アウトカム)	「後発医薬品の使用割合 (数量ベース)」の成果実績 が、前年度を超えること。		直接的 績 護人員 を設定	な指標であるネ 数等について  することができ	波保 目標 ない	目標値	%	-	47	.8	61	-	66.2
			として、 る、後柔	ため、間接的な定量的指 として、「被保護者における、後発医薬品の使用割 合」を用いることとする。		達成度	%	-	127	7.6	108.5	-	-
活動指標及び活		;	5動指標				単位	25年度	26年	度	27年度	28年	度活動見込
が見る。 動実績 (アウトプット)		被保護人員数(	7年度け9日	の実績)		活動実績	人	2,161,612	2,169	,165	2,161,307		-
(アラドンッド)		1/2 1/2 X / 1/2 X / 1/2	121627	度は2月の美領)			-	-	-		-		精査中

				算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年月	度活動見込
単位当たりコスト			最 ·高齢者(604		・高(60単帯低費(1、都合) ・高の単の生の級東の ・高の単の地京場 ・高の単元の地京場	133,840	135,460	134,570	1:	34,570		
				生活扶助 80,87 住宅扶助(上限) 53 合計 134,570	3,700円	計算式	生活扶助と 住宅扶助の 合計	生活扶助 80,140円 住宅扶助 (上限) 53,700円 合計 133,840円	生活扶助 81,760円 住宅扶助 (上限) 53,700円 合計 135,460円	生活扶助 80,870円 住宅扶助 (上限) 53,700円 合計 134,570円	80 住 ( 53	活扶助 ,870円 宅扶助 上限) 3,700円 合計 4,570円
E L		歳出	l予算目	28年度当初予算	29年度要求				主な増減	理由		
Ē	医療技	扶助費	等負担金	1,362,466								
1	个護技	扶助費	等負担金	69,823								
	生活技	扶助費	等負担金	1,438,823								
E												
E												
3			計	0.071.110								
1				2,871,112	 -ビスを提供するとと <sup>:</sup>	£1— +3h+=+-4	オタのト		±総台レナ 2分 /しょ	本はつま	授継者の行う	⊩∧⊨ ⊦≠
		政策	と(施策大目標		−∟へど使供りるとと	ロー、地場1	エ云ので	一ノティイツト	成形で独化し	ン、 心域の安	波岐句 の備付	Lの山工を図
		施策	生活困窮者に と(施策目標VII	対し適切に福祉サー [-1-1)	-ビスを提供するとと	もに、地域	社会のセー	ーフティネット	機能を強化し	ン、地域の要	援護者の福祉	止の向上を図
				定量的指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標	目標年度 30 年月
	政策評価			ち、就労した者及び	実績値	%	-	-	精査中	-	_	
		測定指:	就労による収力	<b>、が増加した者の割</b>	台	目標値	%	-	-	44.5	-	50
		標		定量的指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 28 年月
				正化に向けた地方な 促進計画の策定率	公共団体における後	実績値	%	-	-	_	-	_
				目標値	%	_	-	-	-	100		
					本事業の	成果と上位	拡策∙測	定指標との関	係			
		利用し 療、出	ノ得る資産、稼働 ↓産、生業、葬祭	動能力、他法他施策 その各扶助を行うこと	などを活用しても、な こにより、その最低限	お最低限の生活を	の生活を紀 保障する	維持できない とともにその	者に対し、必 自立の支援(	要に応じた生につながると	ヒ活、住宅、教 見込んでいる	效育、介護、 <b>B</b> 。
		改革 項目	分野:	-	-		1	=1 == 00 · / =·				
		(第 K		KPI (第一階層)			単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年
	7	階,				成果実績	-	_	_	-	-	_
	ア ク シ <del>経</del>	層 <sup>1</sup> )	_			目標値	-	_	-	-	-	
	ョ済			L/DI		達成度	%	計画開始時	-	-	中間目標	目標最終年
	・財プ政	金		KPI (第二階層)			単位	- 年度	27年度	28年度	一 年度	日標取終年
	ロ 再	第二階				成果実績	-	-	_	-	-	_
	ク生 ラ ム	層Ⅰ	_			目標値	-	-	-	-	-	-
	ム	$\sim$									1	
	7	)				達成度	%	- ·KPIとの関係	-	_	_	

			事業所管部局による点検	ऐ∙改善						
	Ţ	頁 目		評価	評価に関する説明					
国費	事業の目的は国民や社会のニーズを的	的確に反映して	ているか。	0	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助である。					
松	地方自治体、民間等に委ねることができ	きない事業なの	<i>ን</i> ታ\`.	0	地方自治体が保護の実施機関として施行事務を行っており、自治体が費用の一部も負担しているところである。					
必	政策目的の達成手段として必要かつ適 事業か。	切な事業か。	0	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助であり、国費を投入しなければ政策目的は達成できず、国民の健康で文化的な生活水準を維持するために必要な事業である。						
	競争性が確保されているなど支出先の	選定は妥当か	)\ <sub>0</sub>	-						
	一般競争入札、総合評価入札又 一者応札又は一者応募となった。		無	-						
	競争性のない随意契約となったも	らのはないか。		無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-	-					
事業の効率	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		0	生活扶助の基準については、5年に1度検証を行っている。 社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、 物価動向を勘案し、平成25年8月から平成27年度まで3年間 で段階的に、生活扶助基準の見直しを行っている。また、冬 季加算及び住宅扶助基準については、生活保護基準部会 の検証結果を踏まえ、平成27年に見直しを実施している。						
性	資金の流れの中間段階での支出は合理	里的なものとな	<b>ぶっているか。</b>	-	-					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要な	なものに限定	0	生活保護法に基づき、真に支援を必要とする人に、最低限度の生活を保障するために必要な扶助を定めており、当該 費目の使途は妥当である。						
	不用率が大きい場合、その理由は妥当	か。(理由を存	ちに記載)	-	-					
	その他コスト削減や効率化に向けた工	夫は行われて	0	生活保護の実施に当たっては、就労による自立の促進、医療扶助の適正化や不正受給対策の強化等、給付の適正化への取組を行っている。						
事	成果実績は成果目標に見合ったものと	なっているか。	0	「就労支援事業による就労・増収者数」の成果実績は、成果 目標を概ね達成している。また、「被保護者における、後発 医薬品の使用割合」の成果実績が、成果目標である前年度 実績を超えている。						
の有	事業実施に当たって他の手段・方法等が 的あるいは低コストで実施できているか		場合、それと比較してより効果	-	-					
効	活動実績は見込みに見合ったものであ	るか。		1	-					
	整備された施設や成果物は十分に活用			-	-					
	関連する事業がある場合、他部局・他府割分担の具体的な内容を各事業の右に		な役割分担を行っているか。(役	0						
	所管府省·部局名	事業番号	事業名							
関	厚生労働省社会・援護局	707	中国残留邦人生活支援給付金		│ │ │中国残留邦人生活支援給付制度は法に定められた中国残					
連事					留邦人等を対象としており、生活保護制度とは対象が異な					
業					ুকি.					
-	最低限度の生活の保障に		」 確保している。 準部会において検証し、適正化を	t.by	\Z					
検・	点検結果 生活保護の実施に当たって	は、就労に	学品会において検証し、過止化る よる自立の促進、医療扶助の適正	E化や不	っ。 正受給対策の強化等、給付の適正化への取組を行っている。					
改善	<b>ル江井県甘港についつ</b> !!		計士なニアいノーしひ アッフ 牛	<b>∴</b>	床にへいては、 東ボの5ケックロにきょしょ ホテキマ 25 サン・					
結果	養									
外部有識者の所見										
行政事業レビュー推進チームの所見										
		所見を	と踏まえた改善点/概算要求に	おける	反映状況					
			<b>備多</b>							

生活保護制度においては、生活扶助・介護扶助・医療扶助等の8つの扶助を一体的に給付することによって被保護者の最低限度の生活を保障していることから、 生活扶助費等負担金・介護扶助費等負担金・医療扶助費等負担金を保護費負担金として一括している。

関連する過去のレビューシートの事業番号										
平成22年度	420	平成23年度	379	平成24年度	327					
平成25年度	689	平成26年度	692	平成27年度	706					

※平成27年度実績集計中のため、平成26年度実績を記入。

厚生労働省 2,760,753百万円

生活保護制度に関する基本的な政策の企画、立案及び推進



資金の流れ (資金の受け取 り先が何を行っ ているかについ て補足する) (単位:百万 円)

A 都道府県·市及び福祉事務所を設置する町村(902) 2,760,753百万円

(内訳)上位10者 大阪市 216,086 百万円 96,888 百万円 札幌市 横浜市 94,261 百万円 名古屋市 63,177 百万円 神戸市 62,120 百万円 福岡市 60,182 百万円 京都市 57,614 百万円 川崎市 44,343 百万円 35,071 百万円 堺市 足立区 35,033 百万円

保護の決定及び実施

<b>費目・使途</b> (「資金の流れ」に		A.大阪市			B.	
おいてブロックごとに最大の金額	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
が支出されている者について記載	扶助費	被保護者に対する扶助の給付	216,086			
する。費目と使途						
の双方で実情が分かるように記						
載)						
	計		216,086	計		0

## 支出先上位10者リスト

Α.								
	支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	ー者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大阪市	6000020271004	被保護者に対する扶助の 給付	216,086	-	-	-	_
2	札幌市	9000020011002	被保護者に対する扶助の 給付	96,888	-	-	-	_
3	横浜市	3000020141003	被保護者に対する扶助の 給付	94,261	-	-	-	-
4	名古屋市	3000020231002	被保護者に対する扶助の 給付	63,177	-	_	-	_
5	神戸市	9000020281000	被保護者に対する扶助の 給付	62,120	-	-	-	_
6	福岡市	3000020401307	被保護者に対する扶助の 給付	60,182	-	-	-	_
7	京都市	2000020261009	被保護者に対する扶助の 給付	57,614	-	-	-	_
8	川崎市	7000020141305	被保護者に対する扶助の 給付	44,343	_	_	_	_
9	堺市	3000020271403	被保護者に対する扶助の 給付	35,071	_	-	_	_
10	足立区	2000020131211	被保護者に対する扶助の 給付	35,033	-	-	-	_

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブ <sup>ロック</sup> 名	契 約 先	法 人 番 号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	ー者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		_	-	-	1	-	1	-	-